

**脱炭素社会の実現に向けた取組の推進  
についての提言**

**近畿ブロック知事会**

**令和3年6月**

## 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

近年、世界各地で記録的な高温や大雨、干ばつなどの異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）はこれらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表している。

我が国においても令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、毎年のように自然災害に襲われ、我々の生命や財産、暮らしを脅かす事態が生じてきており、地球温暖化対策は待ったなしの状況にある。

このような状況の中、令和2年10月、菅総理大臣が所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを宣言し、令和3年4月に開催された気候サミットでは、我が国は2030年度に、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を表明するなど、国内外に対し、脱炭素社会の実現に向けて取り組む決意を表明したところである。

地方においても、近畿ブロック知事会を構成する10府県を含む多くの都道府県がすでに脱炭素を表明しており、その実現に向けた動きが本格化している。

加えて、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済活動を再開するにあたって、グリーンリカバリーの取組が求められるなど、脱炭素社会の実現に向けた気運はこれまでにないほど高まっている。

脱炭素社会を実現するには、再生可能エネルギーへの転換のみならず、プラスチック資源の循環利用の拡大や食品ロスの削減といった、無駄なエネルギーの削減等、我々一人ひとりが行動を変容させ、社会システムを変革していく必要があるが、地方自治体はそのための中心的な役割を担っている。

以上より、率先して脱炭素社会の実現をめざす地方自治体の取組を推進するため、次の事項について提言する。

- 1 総合的な交付金の創設、起債制度の見直し等による地方自治体への支援
  - (1) 2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざす地方自治体の取組を支援するための総合的な交付金を創設すること。
  - (2) 環境債（グリーンボンド）として発行される地方債について、温室効果ガスの削減や気候変動への適応等、脱炭素社会の実現に資するソフト事業に充当できるよう、制度の見直しを行うこと。
  - (3) 市町村が実施する再生可能エネルギー利用促進等の取組を支援するため、財政支援と併せて運用を担う人材を国が派遣するなど、国によるバックアップ体制を充実すること。
  - (4) 現在、国の「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」において進められている具体的な仕組みについての検討にあたっては、各主体における取組が早期に促進されるよう、また、炭素税等の税としてカーボンプライシングを導入する場合には、税収入の一定割合を地方に移譲する仕組みを構築するよう、迅速かつ丁寧な検討を行うこと。

## 2 地域における拠点の整備促進

- (1) 気候変動適応の取組を促進するため、地域の適応施策への技術的支援を行うとともに、地域気候変動適応センターの運営に要する経費について財政支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止活動推進センターが行う、地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対し、財政的・技術的支援を一層拡充すること。

## 3 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 現在策定中の第6次エネルギー基本計画では、明確に「主力電源」として、再生可能エネルギーの導入を推進することを掲げ、2030年の再生可能エネルギー発電比率について、40%超という意欲的な目標を設定すること。
- (2) 利用拡大が期待されている再生可能エネルギー促進に対する財政支援を行い、取組に積極的な自治体が広く活用できる総合的な交付金を創設すること。
- (3) 地方が導入する再生可能エネルギーや原子力発電によるCO<sub>2</sub>削減効果が、立地地域のCO<sub>2</sub>排出量の削減に反映されるよう、新たな指標を設けること。
- (4) 地域と共生した再生可能エネルギー導入の実現のため、許認可等の手続きにおいて、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築すること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境への配慮が必要であり、ため池での水上太陽光発電など、地域の実情に応じた適地を利用した導入拡大を推進すること。
- (6) 未利用間伐材等のバイオマス発電や熱利用への活用を図るなど、森林資源の循環利用を推進することにより、再生可能エネルギーの導入拡大を図ること。
- (7) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入において、これまで以上に大きなイノベーションを推進すること。

## 4 水素の活用促進

- (1) 脱炭素社会の切り札となる水素を活用するため、コスト削減に向け、化学工業の副産物として発生する副生水素の利用をはじめ、水素の安定供給に係る研究開発を促進すること。特に、再生可能エネルギー由来のCO<sub>2</sub>フリー水素の製造や利活用について、国として積極的な支援策を講じること。
- (2) 水素発電を推進するため、既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること。また、ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと。
- (3) 水素需要を創出し、水素コストの低減に資するため、水素サプライチェーンの構築に向けた技術開発の支援はもとより社会実装を強力に推進すること。

- (4) 水素の活用を促進するため、モビリティ分野（トラック、鉄道、船舶等）における水素燃料電池化や水素ステーション等の整備に対する支援を拡充するとともに、更なる規制緩和を行うこと。また、水素の実装に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等の先導的な取組に対して、積極的な支援を図ること。
- 5 地域交通における脱炭素化の推進  
地域交通の脱炭素化を加速させるため、EV や PHV の充電インフラの普及を図ること。
- 6 省エネ建築物の普及促進に向けた支援
  - (1) 高性能な省エネ住宅の普及に向けた自治体独自の取組に対する支援制度を検討すること。
  - (2) ZEH や ZEB の省エネ建築物について、2021 年以降の補助制度を延長拡充するとともに、税制上の優遇措置を充実させること。
  - (3) ZEH については、ZEH ビルダー等の人材育成等、支援する仕組みを構築すること。
  - (4) 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化をする場合には、各省庁の補助制度や起債制度を充実すること。
  - (5) 公共施設の Z E B 化に向け、公共施設等総合管理計画の指針など公共施設の更新等に係る国の方針に脱炭素化を位置付けること。
- 7 プラスチックの循環利用の拡大、食品ロス対策の推進
  - (1) プラスチック資源循環の促進については、プラスチックの 3 R + Renewable および資源循環の高度化に向けたシステムの構築や、各市町村等における処理体制等の実態を十分にふまえた上で、リサイクル処理に係る新たな技術の導入や施設整備等について、技術的および財政的支援を行うこと。
  - (2) 食品ロス削減に向けて実効性のある取組が実施できるよう、事業者等の優良な取組事例および事業系食品ロス量に関するデータ等を積極的に地方公共団体へ提供すること。

令和3年6月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門